

【事例6】 「火災保険が使える」と誘う、住宅修理契約トラブルに注意

<相談内容>

自宅を訪問した業者から屋根の無料点検を受け「火災保険で修理できる。保険金の範囲内で修理するから自己負担はない」と言われた。保険金が出るならと思い、その業者と工事請負契約を結び、作成してもらった見積書等で保険会社に申請すると、70万円の保険金が出た。しかし、工事をなじみの工務店に依頼した方が良いと思い、解約しようとしたところ、保険金の50%もの解約料を請求された。工事もしていないのに高額で納得できない。

(70歳代 男性)

<助言>

自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多いことに着目した勧誘方法です。業界団体を名乗ったり、アンケートを装い保険契約情報を聞き出し、契約をせまる事例も報告されています。

業者は、自己負担がないことを強調して勧誘し、「保険金の請求を代行する」というサービスと、住宅修理サービスを同時に契約させ、申請代行手数料と工事代金（解約した場合は高額な解約料）の両方を請求するケースが増えていきます。

また、工事をしたがずさんだった、工事完了後に業者と連絡が取れなくなった、との相談も寄せられました。

自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象になるか、申請方法等を確認しましょう。また工事を依頼する際は、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。契約前であれば、専門家に無料で見積もりをチェックしてもらえる相談先もあります。

※見積もりチェック等、建築に関する相談先

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（通称：住まいるダイヤル）
0570-016-100